

## 地方公共団体情報システム機構法案の概要に対する意見

平成 24 年 2 月 3 日  
全 国 市 長 会  
共通番号制度等に関する検討会

### 1. 機構の費用について

- ① 法案の概要では、「機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する。」としているが、なぜ、地方公共団体だけが負担するとされているのか。いわゆるマイナンバー法に基づく機構の新たな事務に係る国と地方の役割分担をどのように考えているのか。また、機構の運営に関する数年間の収支見通し、国の情報提供手数料並びに国の補助・負担の考え方について、具体的に示していただきたい。
- ② 社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要において、「個人番号の通知、変更等の市町村長が処理する事務は法定受託事務とする。」とされているところから、マイナンバー法により機構が処理することとされる事務に係る市町村の関係経費（市町村のシステム設計・構築・改修に係る経費、ICカードの発行経費等）については、国が全額措置するなど、地方公共団体に新たな財政負担を生じさせないこと。
- ③ 現在、(財)地方自治情報センターにおいて行っている業務に要する経費について、地方共同法人化に伴い、都市自治体に新たな負担を生じさせないこと。

### 2. 機構の資本金について

- ① 当会は、すでに平成 23 年 6 月 24 日及び平成 24 年 1 月 12 日に、「個人番号の生成に係る処理等を行う機関の地方共同法人化に当たっては、地方公共団体に対して新たな出資等財政負担を生じさせないこと。」という意見を提出しているところである。法案の概要では、「機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。」としているが、どのような場合に資本金を増加するのか、また、だれが負担するのか、示していただきたい。
- ② 機構の設立等に当たっては、都市自治体に新たな出資等財政負担を生じさせないこととされたい。

### 3. 代表者会議について

- ① 法案の概要では、「代表者会議は、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、これらの全国的連合組織がそれぞれ選任する委員と識見を有する委員の同数をもって組織する」としているが、地方共同法人には、地方公共団体の首長のみで代表者会議を組織している法人もある。機構には、識見を有する者をもって組織する経営審議委員会も置かれることとされていることから、代表者会議の委員については地方公共団体の首長のみで良いのではないか。
  
- ② 仮に識見を有する委員を入れるにしても、地方公共団体によるガバナンスの強化及び意向の反映という観点からして、地方公共団体の首長の委員を多くすべきではないか。